

社会福祉法人 神通福祉会
役員等報酬等規程

第1章 総 則

(目的)

第 1条 この規程は、社会福祉法人神通福祉会（以下「法人」という。）の定款第21条及び第8条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関する必要な事項を定める。

(定義等)

第 2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事及び顧問・相談役をいい、評議員と併せて役員等といふ。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益 び
退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の
経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬等

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3条 常勤役員等に対する報酬等の額については、当法人の職員を兼ね、職員給与を
支給している者の役員等報酬は、無報酬とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第 5条 報酬は、理事会又は評議員会等に出席した時は、その都度支給する。

(費用弁償)

第 6条 役員等の職務の遂行に当たって、交通費、旅費を要する場合は、旅費規程により
支給する。

第3章 退任慰労

(慰労)

第 7条 退任役員に対し、表彰状、感謝状、記念品を贈呈する。

(贈呈の方法)

第 8条 退職慰労は、役員を退任した時点において、贈呈する。

第4章 慶　弔

(慶弔金)

第 9条 国、県、市その他の受章祝金、傷病見舞金、弔意金など慶弔金については理事長の定めにより支給する。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めることができる。

第5章 改　廃

(改　廃)

第11条 この規程を改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

別 表

職	用　務	支給形態	金　額
理事長	定款で定めにより、法人を代表する業務	月　額	500, 000円
理 事	理事会への出席(2時間以内)	日　額	10, 000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日　額	10, 000円
監 事	理事会への出席	日　額	10, 000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日　額	10, 000円
	監事監査への出席	日　額	50, 000円
評議員	評議員会への出席	日　額	10, 000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日　額	10, 000円